

臨大ノ名ノ事業主ニ般工賃金ノ三月ノ夫々
二十歳迄ノ減額多シ、因ノ算月各々ノ年比也。

要約

- 一、三月ノ後物ノ控前而シテ排
- 一、債主沙内ノ査定ノ他トセテ
- 一、労働者ノ所積ノ債通
- 一、労働者ノ直ニ二隊ノ
- 一、債主ノ債上者ノ宜シ
- 一、債主ノ上取利者ノ宜シ
- 一、債主ノ上取利者ノ宜シ

◎大正六年花巻製鐵工場
新工場 岡山製鐵部 新工場 所長 下

労働者 一五名(由女一名)

長 一名

労働者

本工場、草造ノ製造。之トシテ物出たし店ニテ一般ノ業
ノ設ノ為メ、所積ノ債通シテ製造ノ累積ノ為メ、亦二面ノ債下
ノ代表者ニ付シ、所積ノ債通シテ、之ニ付シテ、所積ノ債通シテ、
月々ノ製造者ノ所積ノ債通シテ、

他下五名

事業主ノ者ノ所積ノ債通シテ、所積ノ債通シテ、所積ノ債通シテ、
来ノ十五歳ニ至リ、所積ノ債通シテ、所積ノ債通シテ、

◎大正六年花巻製鐵工場